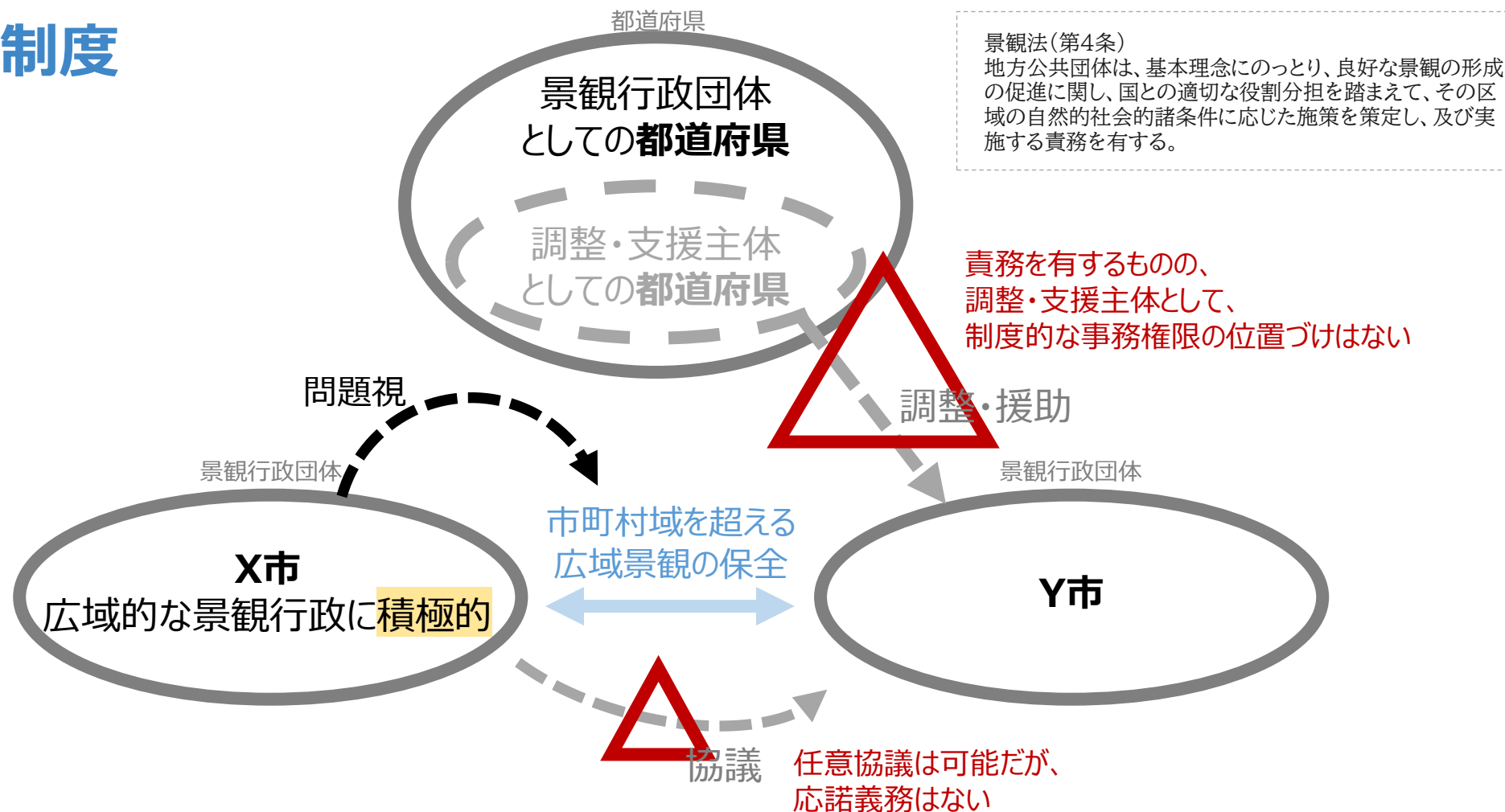


広域景観行政について ～対応の方向性と論点～

令和 7 年 8 月 26 日
国土交通省都市局

- 1. 広域景観保全に向けた対応の方向性**
- 2. 第1回WGおよび有識者ヒアリングでのご意見**
- 3. 論点**

現行制度



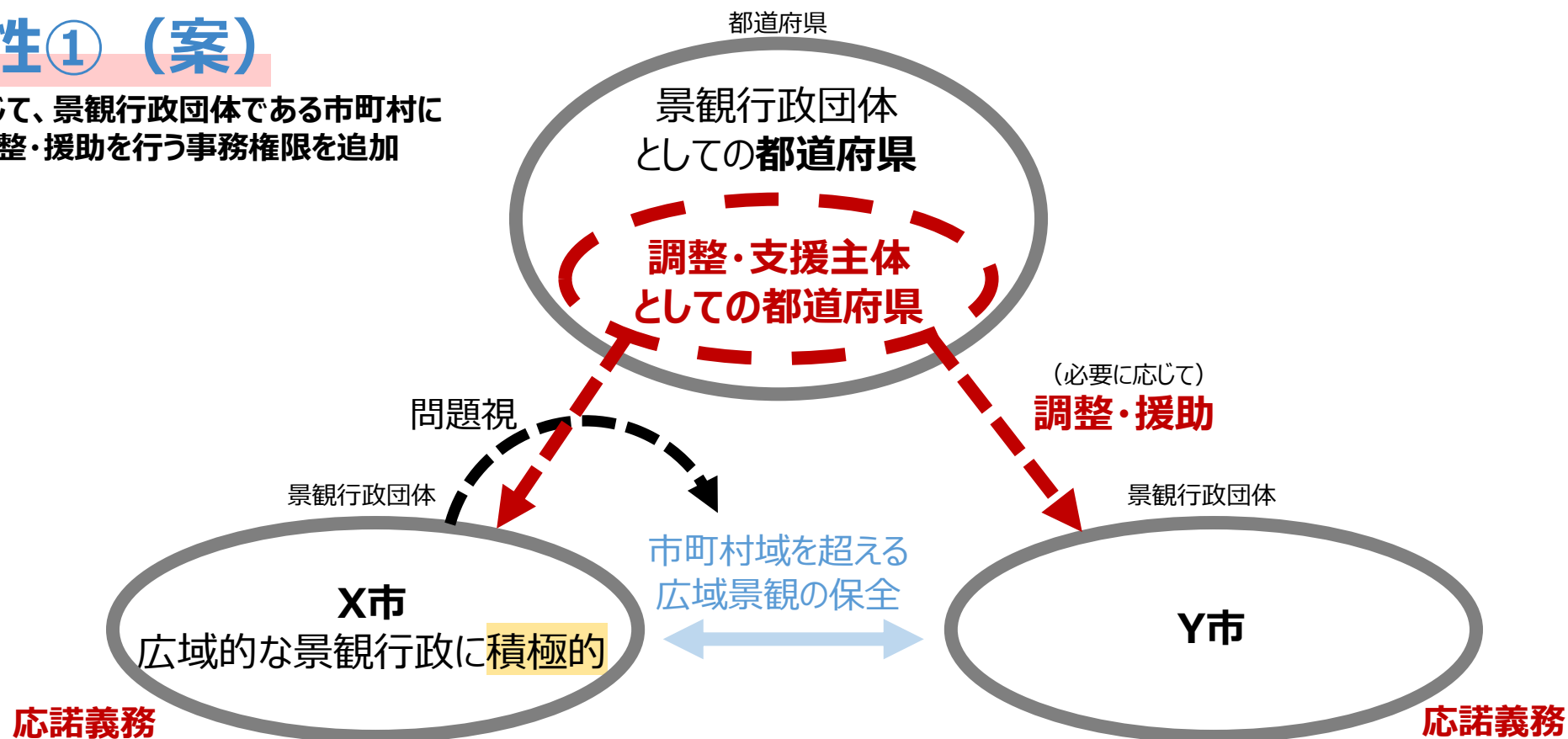
景観協議会（景観法第15条）の適用

- ・景観行政に積極的なX市の区域では、関係行政機関としてY市や都道府県が参画する景観協議会を組織することが可能。
- ・一方、様々な事由で消極的となっているY市における区域では、Y市が主体となり景観協議会が組織することが考えにくいため、市町村を超える広域景観について制度的に協議される可能性が低い。

（参考） 全国の景観協議会の設置数：98組織（景観行政団体822団体中）

方向性①（案）

必要に応じて、景観行政団体である市町村に対して、調整・援助を行う事務権限を追加

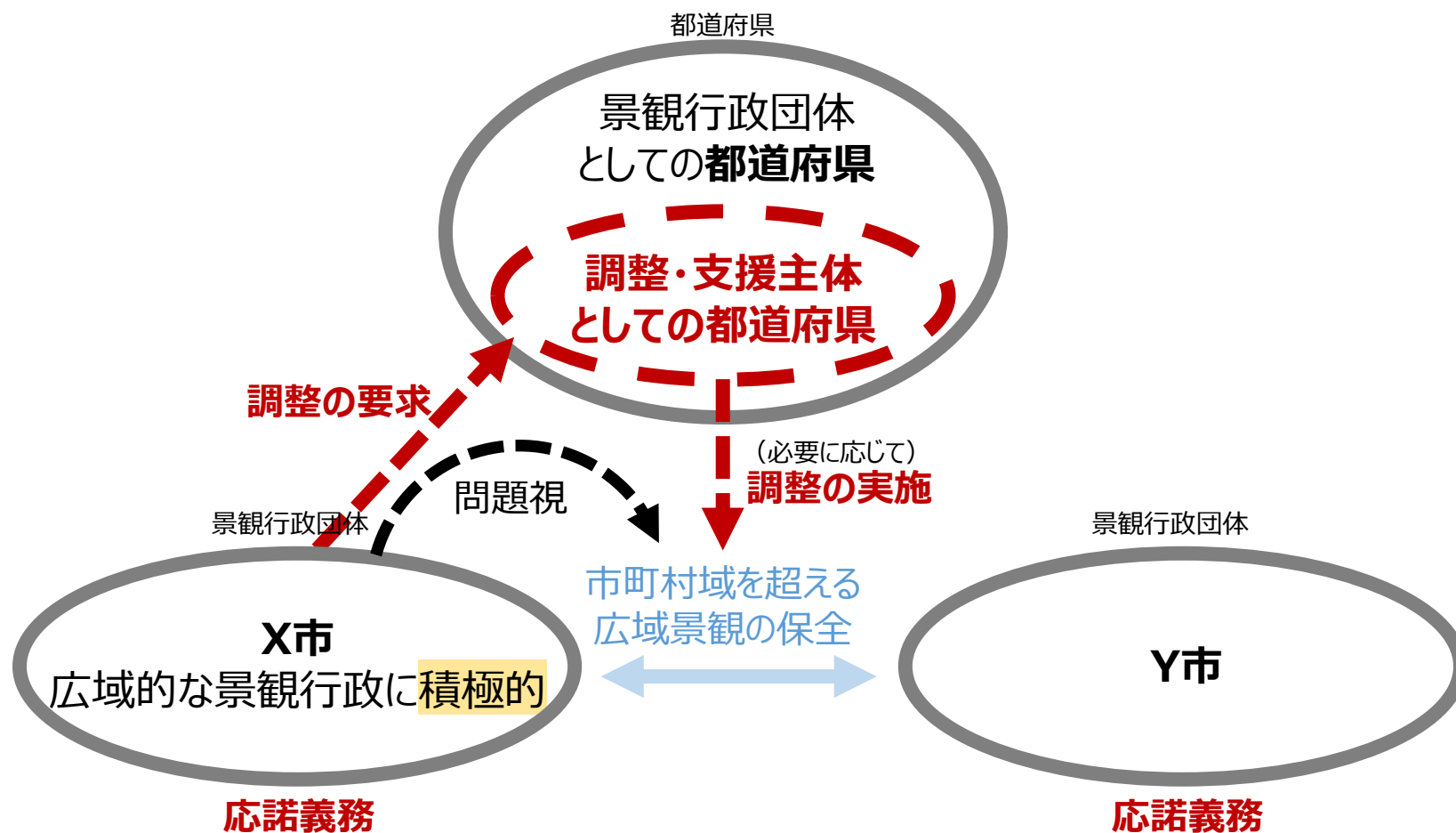


調整・援助の施策として想定されること

- ・都道府県が主体となり**関係する市町村で構成される会議（広域調整会議）**を開催し、景観計画等について調整を行う
- ・調整の結果等を踏まえ、都道府県が**広域景観に係る基本的な方針（広域基本方針）**を作成することで景観行政団体が景観計画を策定・改定する際の指針を示す
- ・都道府県から市町村に対して、職員もしくはアドバイザーの派遣による助言・伴走支援等、景観行政に対する**人的・財政的な支援**を行う

方向性② (案)

関係市町村の求めに応じて、市町村相互間における広域
景観の保全に向けた調整を行う事務権限を追加



第1回WGの「広域景観保全」にかかるご意見

(浅野委員・下間委員資料より抜粋)

- **広域景観への対応として都道府県の積極的な関与・役割補強が求められる**
- **特に「重要文化的景観」を中心に市町村域を跨ぐ、景観の連携が求められる**
 - ✓ **下記に例示する文化的景観をまとめる「都道府県条例」が不在、または存在する場合でも、「任意条例」に限られている。**
 - ＜高知県＞
 - ・ 四万十川流域の文化的景観 源流域の山村（津野町）
 - ・ 四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田（梶原町）
 - ・ 四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来（中土佐町）
 - ・ 四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来（四万十町）
 - ・ 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来（四万十市）
 - ・ 久礼の港と漁師町の景観（中土佐町）
 - ＜熊本県＞
 - ・ 阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山の草原景観（阿蘇市）
 - ・ 阿蘇の文化的景観 南小国町西部の草原及び森林景観（南小国町）
 - ・ 阿蘇の文化的景観 涌蓋山麓の草原景観（小国町）
 - ・ 阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観（産山村）
 - ・ 阿蘇の文化的景観 根子岳南麓の草原景観（高森町）
 - ・ 阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観（南阿蘇村）
 - ・ 阿蘇の文化的景観 阿蘇外輪山西部の草原景観（西原村）
 - ✓ **関連市町村が相互に計画内容を理解・把握し、一体的に運用することのハードルが高い**
(特に市町村担当者の異動に伴い、この課題は顕著になる印象である)

有識者からの「広域景観保全」にかかるご意見

○ヒアリングを実施した有識者及び日程（敬称略）

- ・ 横浜国立大学准教授 野原 卓 ：令和7年7月31日
- ・ 千葉大学教授 秋田 典子 ：令和7年8月1日
- ・ 法政大学教授 福井 恒明 ：令和7年8月5日
- ・ 一社）地域力創造デザインセンター 高尾 忠志 ：令和7年8月5日
- ・ 上智大学教授 北村 喜宣 ：令和7年8月1日
- ・ 公財）都市緑化機構 専務理事 柳野 義明 ：令和7年7月29日

《ヒアリングした事項》

広域景観保全に向けた対応の方向性に関する妥当性及び課題について

《課題》

● 方針・計画に関する位置づけ明確化の必要性

- ・ 広域的な区域における景観形成を推進するために「広域基本方針」の策定を制度化する場合、**現行法に基づく「景観形成方針」と役割が重なる可能性**がある。**関連方針や計画間の位置付けの明確化が必要**である。

● 都道府県介入時の二重行政・事務処理負担の発生

- ・ 都道府県と市町村の間で、**広域景観にかかる方針が重複した場合、「二重行政」**になることが懸念される。
- ・ 都道府県に追加される事務の内容によっては、**業務的な負担のため機能しない懸念**がある。

有識者ヒアリングの「広域景観保全」にかかるご意見

《問題・課題》（つづき）

● 市町村による景観調整対応の限界

- ・ 景観法は、当初から都道府県が実質的な権限を持たない制度であり、基礎自治体である**市町村が主役であることは譲れないのではない**か。
- ・ 一方、**景観行政の主体を市町村とする景観法の思想が、現代の課題に対応する上で障壁**となっていることは事実である。
- ・ 「二重行政の回避」原則が、実質的に都道府県の関与を妨げるループホール（抜け穴）として機能している。
 - ・ 特に**景観形成に大きな影響を及ぼす再生可能エネルギー施設**に対しては農山漁村部において対応が求められるが、景観法策定の際は、これらの開発が想定されていなかったのではないか。
 - ・ 同施設は外資系企業が開発主体であることも散見され、対話することが難しい場合もあるが、特に小規模市町村では**勧告した際の訴訟リスク等を懸念し、景観法による積極介入を回避する**傾向がある。
- ・ 景観行政に積極的な地域と消極的な地域には、住民意識に加えて、職員の**人材資源の差**が存在する。このため、都道府県から**市町村に対する運用面のサポート**が求められる。
 - ・ 小規模市町村では、都市計画課自体がなく、**担当者が他課と兼務するケースも少なくない**。このような自治体が、**事業者に対して自ら対応していくことは難しい**。景観審議会など外部会議体から支援も考えられるが、全ての事例を審査することは現実的ではない。
- ・ **問題となる事案が生じた場合も、届出を受領してから30日以内に勧告対応することは、時間的に難しい場合がある。**
- ・ 2025年6月末に取りまとめられた「**持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会**」の**報告書**において、市町村の事務を減らす・まとめることの重要性と、対応すべきものについては、国・県・市の役割分担の変更等の制度見直しが必要であることが明記された。**市町村にとって遂行が難しい業務は県が引き受けるか、廃止する**検討を行うべきである。
- ・ 景観行政団体は市町村であっても、屋外広告物行政は都道府県が担っているケースも多いが、このような場合、市町村が重点区域に指定したエリアで、屋外広告物への規制が緩く、実質的な景観誘導が不十分となることがある。

● 景観価値と実利的価値の対立とその調整

- ・ 景観法だけで、開発自体を止めることは不可能。**開発行為が生じる前提で、景観に与える影響を精査・最小限にする必要がある**。
 - ・ 再生可能エネルギー施設の促進は「公共貢献」の文脈で語られることが多く、「**景観よりも優先すべき**」という認識を持つ人々も存在する。

有識者ヒアリングの「広域景観保全」にかかるご意見

《方向性》

● 広域景観のメリットの打ち出し

- 「再生可能エネルギー施設が無い景観」のメリットを改めて整理し、**開発される前に住民と議論する**必要がある。その上で、**重要な視点場を設定し、場所と必要性に応じて対応を行うべき。**

● 広域景観に係るゾーニング

- 太陽光発電施設について、**近景のみで完結する平地部**であれば、植栽で外周を覆うことを景観形成基準とするなど、現行法でも景観の保全を図れている自治体は多い。
一方、**斜面部**においては、**遠方からの視点対象となってしまうため、問題となりやすい。**
地形状況を踏まえ、適切なゾーニングを行うことが望ましい。
- 再生可能エネルギー施設等に対しては、**禁止区域と許容区域を明確にするゾーニング**を行うべきである。
- 広域景観を行うエリアの策定では、世界遺産指定の「バッファゾーン」を参考にできる。

● 広域景観方針・調整会議の設置

- 現行の景観計画の上乗せするのではなく、それとは別に「広域景観方針」を策定できる別枠の制度**を設けるほうが、制度の構造及び運用上も分かりやすく、二重行政を避けられるのではないか。
- 「景観行政団体」とは別に「**景観調整団体**」を設けてはどうか。景観調整団体は、**主に隣接する複数市町村間で景観形成基準を整合させることを主要な目的に**想定され得る。

● 都道府県による広域景観方針の提示と運用支援

- 都道府県が**事前に方針**を示し、リソースやノウハウが少ない市町村に対して、景観形成基準の審査も含め**支援**することが重要。

有識者ヒアリングの「広域景観保全」にかかるご意見

《方向性》（つづき）

● 市町村と都道府県間の権限・役割見直し

（都道府県による対市町村支援強化案）

- 都道府県の役割は、**全体的な方向性（マスタープラン、あり方等）**や**技術的支援**を提供するものに留めるべき。
- 景観に関わる取組は、市町村が主体的に行うもの。**基礎自治体の手続を簡素化**できるような**制度設計**が望ましく、**極力、市町村の負担は軽減**することが重要。

（都道府県の権限強化案）

- 都道府県知事のリーダーシップの下、**広域的な景観行政の展開**が必要。**市町村の意見を聞きつつも、都道府県による介入を「義務化」**するレベルまで踏み込み、**最終的な責任は都道府県が負う強い関与**でなければ、課題解決に繋がらない。
 - 市町村が都道府県に調整会議の設置を「求めることができる」仕組みでは、実効性に乏しい。調整会議への参加自体、消極的な市町村も多い。景観行政団体である市町村から、都道府県に対して、事務の一部を委譲するような仕組みがあってもよい。

（市町村の景観行政権限の返還案）

- 現行制度において、**市町村が一度担った景観行政の権限を都道府県に返還した前例は少ない**と思われるが、法制上の仕組みとして、**権限の返還を選択肢に含めるべきではないか**。
 - 一部の基礎自治体では、そもそも景観に関する計画や基準の策定自体ができていない実態がある。権限の返還を可能にするには、運用上の対応では不可能であり、法改正が必要であろう。
- **既に景観計画を策定している自治体に対しても、現状を踏まえて事務を継続するか、あるいは一部の権限を返還するかを再検討できる機会**を提供することが有効ではないか。
- 現行の景観法が**景観行政の役割を県か市のいずれかが担うという「ゼロかイチか」の制度**になっている点を改め、**両者が適切に役割分担を構築できるあり方**を目指すべきである。

《方向性》（つづき）

- **都道府県による広域景観調整の人的支援制度**

- ・ 特定の**意見対立を調整できる専門家が、アドバイザーとして調整会議をサポート**する仕組みも必要である（都道府県の職員だけでは調整することは難しいのではないか）。
- ・ **都道府県のアドバイザー制度により支援する取組**が有効である。

- **農山漁村部に対する国主導の働きかけ**

- ・ 小規模市町村においても、景観法制度を使いこなせるよう、開発があまり想定されない**農山漁村部向けの景観計画モデル（簡易版）**を普及する必要がある。現状、策定されている景観計画は、内容の記載事項が多すぎて、策定・運用が難しいのではないか。

- 方向性①：都道府県が主体となり、調整・援助できる事務権限の追加
- 方向性②：市町村の求めに対し、都道府県が調整することができる事務権限の追加

方向性①・②で進める場合、
どのような**効果**が期待されるか？
どのような**課題**があるか？

＜検討事項＞

- ・実効性
- ・都道府県と市町村の役割分担
- ・権限の強さ
- ・運用上の課題

景観行政を小規模市町村に
普及する上で、どのような**メリット**を
周知していくことが重要か？

《論点②参考資料》 その他、全般的な景観行政に関する事項について

- 過年度のアンケート調査によると、景観法諸制度については、いずれの制度についても「メリットがよくわからない」ことが回答者の上位に上がっており、この点を理由として活用が進んでいない可能性が考えられる。

景観法諸制度を活用していない理由（複数回答）

